

道内児童養護施設退所者の実態等

公益財団法人明日佳
事務局次長 松下 高 広

1 はじめに

児童養護施設を退所した方々（以下、退所者）は、毎年2千人を超えている。退所者は、これまで「18歳の壁」（現在は22歳まで延長可）と言われて来たように、「親族が生活する家庭」という安定的な生活環境での生活の場が保障されにくく、退所すると同時に経済的・精神的な自立を求められることとなる。しかしながら、個々に深い感情を抱えている退所者がすぐに社会適応できるケースは少なく、継続的な支援の重要性が大きな課題となっている。

そこで当法人は、退所者への支援の具体を検討するに当たり、明日佳グループが持つ諸機能を活用することを視野に置きつつ、そこにどのような課題があり、その課題を克服していくためにどのような配慮事項が欠かせないかをまず検討することとした。

今回の「道内児童養護施設退所者の実態等」報告は、そうした背景をもって実施したアンケート調査の結果の整理と明日佳グループへの提言である。

2 アンケートの概要

(1) 前提とした支援

明日佳グループが一民間企業として提供できる支援は、現在展開している医療、福祉、介護、教育の諸事業全体をベースとする「就労の場・居住の場」の提供である。このことは退所者の希望があれば即採用を意味するものではないが、この支援方策は退所者が安心して社会に踏み出すための大きな障壁になっていることにも拠っている（「全国自立援助ホーム実態調査報告書」全国自立援助ホーム協議会、2021、等）。

(2) アンケートの目的

社会的養護施設等の退所者に対する支援について、上記前提による支援の具体策に必要な情報、意見等を収集する。

- ①医療、介護、福祉分野への就労を希望している方の実情を把握する。
- ②就労及び居住の場を提供することの長所と課題を把握する。
- ③退所後のケアについて具体的な配慮事項について把握する。
- ④児童養護施設、自立援助ホームが民間企業に望むことを具体的に把握する。

(3) アンケートの対象

道内の児童養護施設（23施設）、道内の自立援助ホーム（住所が判明した25ホーム）

(4) 調査の内容

- ①在籍者数、来年3月の退所予定者数、就労・進学希望の状況
- ②過去2年間の退所者数、就労・進学の具体的状況
- ③進路選択の際に重要と考えること
- ④給付型の奨学金制度に対する意見
- ⑤就労の場を提供することに対する意見
- ⑥就労にかかる課題
- ⑦居住の場を提供することに対する意見
- ⑧退所者が望んでいる居住形態
- ⑨居住にかかる課題
- ⑩退所後のケアについて（配慮事項、連携すべき内容）

①退所者支援について民間企業に望むこと

※ 上記①②は数値による記入とし、残りは考えを限定しないことを意図して自由記述とした。

(5) 実施期間

令和6年9月第2週～9月末日

(6) 回答率

- ・児童養護施設 6施設 (回答率 26%)
- ・自立援助ホーム 11ホーム (回答率 44%)

(7) 回答の状況

- ・本年度の退所予定者数、就労・進学希望の状況 資料1
- ・過去2年間の退所者数、就労・進学の状況 資料2
- ・アンケートにかかる記述意見 資料3

3 分析と考察

今回のアンケート結果はその回答率のゆえに道内の全体的な傾向として定量的に分析・考察することは難しい。そのため、定性的な傾向から課題を把握することに重点を置くこととする。

(1) 本年度の退所予定者数、就労・進学希望の状況

①回答の状況(資料1)

- ・各児童養護施設、自立援助ホームを退所予定者は406名中42名で、全体の10.7%であった。うち、就労希望は25名(59.5%)で、進学希望は17名(40.5%)であった。
(なお、2ヶ所の自立援助ホームは立ち上げて間もないため、退所予定者はいない)
- ・就労希望で一番多いのは「医療・介護・福祉」の11名(26.2%)で、次いで「営業職・サービス業」の9名(21.4%)であった。「医療・介護・福祉」の希望はほとんどが地方あるいは地方都市在住で、札幌及び近郊の希望者は1名のみであった。
- ・17名の進学希望は、高校(1)、専門学校(10)、大学(6)で、「医療・介護・福祉」の分野への進学希望者はいなかった。

②考察

- ・明日佳グループが展開する主な事業である「医療・介護・福祉」の分野に関して、実際にどの程度の希望があるのかを調査する設問であったが、札幌及び近郊でこの分野に就労を希望する退所者は1名のみであった。
ただ、札幌圏からの回答は計8ヶ所からのものであり、潜在的な希望者がいないとは限らない。支援の具体を計画し、それをアピールすることで「医療・介護・福祉」分野への就労希望を掘り起こすことは可能だと考える。
- ・専門学校、大学への進学予定者でも「医療・介護・福祉」分野への希望はなかったが、今後、この分野へ進学した者を対象に、卒業の時点で明日佳グループへの就労を促すような取り組みは課題になるものと考ええる。

(2) 過去2年間の退所予定者数、就労・進学の状況

過去2年間に限定して就労・進学の傾向を探ろうと意図して設問とした。

①回答の状況(資料2)

- ・65名の過去2年間の退所者のうち、就労は40名(61.5%)で、進学は25名(38.5%)であった。
- ・就労で最も多かったのは「営業職・サービス業」で12名(18.5%)であった(職種はさまざま)。「医療・介護・福祉」が11名(16.9%)あったが、全て札幌圏以外からの回答であった。「建築業」「飲食店」がともに4名あり、「公務員」では自衛隊、市役所職員という回答であった。

- ・25名の進学者のうち、高校進学が9名あった。専門学校・大学は15名である。このうち「医療・介護・福祉・教育」分野への進学は計2名（3.2%）であった。

②考察

- ・本年度の就労希望、進学希望と照らし合わせると、退所者のうち約60%が就労、約40%が進学という傾向が見えてくる。今後「医療・介護・福祉」分野への就労を促すためには、この分野での資格を持っている者、資格を取得しようとする者に対するアプローチが重要になってくるものと推測する。
- ・今回は明日佳グループで取り組めることを主体とした設問設定としたが、「医療・介護・福祉」に限らず、多様な職種に希望があることを踏まえ、他業種においても同様な取り組みも計画していくことも十分可能であろうと考える。

(3) 進路選択の際に重要と考えること（以下、資料3を参照）

①回答の状況

- ・計14施設から回答があり、「本人の希望を尊重する」という主旨の回答が最も多かった（8施設）。他に経済的自立を図る意味で「賃金の額」「金銭面」を指摘する意見があり、これは進学の際の「学費・生活費の確保」と通じるところである。就労にしても進学にしても、同時に生活を維持することが難しいことが推測される。
- ・「学力・能力」「仕事内容」「通勤方法」などを指摘する意見もあり、「他者評価」を含めた「総合的な観点」から進路先を決定していることが窺われる。

②考察

- ・本人の希望を優先する方向性は共通するところであり、就労、進学ともに本人の意欲や主体性を尊重する方針が大切にされている。しかしながら、具体的かつ持続的に生活を営んでいく上で必要な能力をさまざまな観点から指摘している。施設F・Jが指摘しているように「人生設計等を一緒に考え、最終的に本人が決断できるように」という方針はどの施設においても重要な考え方なのだと考える。
- ・退所者それぞれの自立への道のりには多種多様な困難があることは、文献その他さまざまな資料からも窺い知ることができる。前述の「総合的な判断」の中には就労・進学後の「サポート体制」も重要な検討要素である。これは施設側のみならず、企業側（学校側）にも求められる事項である。

(4) 給付型の奨学金制度に対する意見

明日佳グループ（医療法人社団 明日佳）には所属職員を対象に資格取得を目的とした奨学金制度がある。有能な職員の育成・確保、資質向上を目指した制度であるが、資格取得後は一定期間明日佳グループでの勤務継続を条件（その意味では給付型であり返済義務がない）としている一方、途中で退学をした場合は全額の返済義務が発生する。

昨今は社会的養護施設の退所者に対する給付型の奨学金制度（進学・就労）が拡充し、支援の充実が図られて来ている。進学後、学業に専念することを後押しの制度であるが、就労した場合も含め、奨学金の利用についてどのような課題があるのかを把握し、制度の在り方について考察することを目的とした。

①回答の状況

- ・13施設から回答があり、給付型制度を歓迎する声は9施設であった。背景には卒業時点で借金を抱えないですむことが長所として大きいものがあると考えられる。
- ・課題として指摘があった事項は、「金銭管理が必要」「入学・生活の初期費用が含まれていない」「私学では金額が不足」「生活費のためのアルバイトが必要」「進路決定を早い時期に行う必要がある」「手続きが面倒」等々の意見が寄せられた。
- ・また、給付型奨学金を「当たり前として受け止めるのではなく、感謝の気持ちも必要」とする意見が2つあった。
- ・日本学生支援機構（JASSO）について、「進学校（希望校）が限定される」「対象者が限定さ

れる（対象となる条件のことか）」という意見もあった。

②考察

- ・給付型奨学金は基本的に重要な支援策になっていることが分かる。一度給付が決定すれば途中退学等になっても返済義務が生じないのが利点であろう。
- ・しかし、給付額が十分かどうかは課題であり、学費・生活費の捻出のために貯金をしたり、アルバイトをする等の対応が必然となることも見逃せない。また、金銭管理を施設側でサポートする等の支援が重要であることも特筆される。
- ・日本学生支援機構（JASSO）にも給付型奨学金があるが、退学・除籍、卒業延期や留年、単位不足等の場合は返済が必要になる。返済義務は返済猶予や減債などの措置はあるものの、連帯保証人にも返済義務が発生する点は注意が必要である。
- ・明日佳グループの奨学金制度は資格取得後の継続勤務により返済義務はなくなるが、学費と生活費の工面、途中退学や他企業への就職の際の全額返済はそれなりに負担となることが推測される。返済なしの給付型奨学金制度について検討するのも方法であるが、企業としての方針、運営目的との合致という点も当然ながら考慮されなければならない。「就学・就労等に係る奨学金等各種支援制度等一覧」（全国児童養護施設協議会、令和5年4月）を参考にしつつ、どのような支援策が可能なのかを検討していくことが課題である。

(5) 就労の場を提供することに対する意見

明日佳グループが就労の場を提供することに関して直接的な意見を求めた。

①回答の状況

- ・15施設から回答を得た。退所者本人の希望を優先することを前提としつつ、就労にかかる選択肢が増えることに率直に歓迎の意を表してくれた施設は5ヶ所であった。
- ・就労に際して企業側、関係機関、学校との「連携・サポート」を期待する意見が7施設から出されている。
- ・不安材料としては、低学歴・無資格の退所者に対する「意識付け」「（低賃金による）経済基盤の弱さ」の問題が挙げられた。
- ・一定程度いる障害のある退所者に対しては、就労継続支援による就労を勧める施設もある。

②考察

- ・希望する職種であり、退所者本人の意欲が伴うのであれば、選択肢の広がりという点から「就労の場」の提供は意義があると考ええる。
- ・一方、施設側が行うアフターケアについては、企業側にも積極的な対応を求めていることが読み取れる。その内容は、退所者の能力、特性、社会的養護に関する深い理解を前提とした取り組みである。どんな連携が必要で、企業側がどのような体制を構築するかは大きな課題である。

(6) 就労にかかる課題

上記設問(5)を踏まえ、就労の際の課題について自由に意見を述べてもらった。

①回答の状況

- ・12施設からの回答があり、退所者にかかる「特性の理解」を前提とした「相互連携」を訴える意見が4つあった。ここには「情報共有」が含まれており、企業側の積極性や体制構築を期待する考えが背景にあるものと推測する。
- ・「特性」に関しては「人間関係・コミュニケーション」「指導や叱責（のあり方）」「社会体験の乏しさ」「思いと現実のギャップ」等々、多くのことが指摘されており、また「金銭管理」や「障害への理解」に言及する意見もあった。
- ・本人希望と実際の職務との間にギャップをつくらないよう（「マッチング」の重要性）、事前説明の機会を作ること、実習体験の機会を作ること、という意見があった。

②考察

- ・どの意見も「就労の継続」を願い、「成功体験」を積み上げる中で自立を支援していきたいという施設側の思いがある。これまでも触れたように、社会的養護施設やその出身者に対する

企業側の深い理解が必要である。

- ・退所者の中には障害（ASD、ADHD、精神疾患）のある退所者も相当数いる。「連携」「情報共有」のための企業側の体制構築とともに、共に働く上司・同僚の理解も欠かせないものと考ええる。
- ・マッチングのため、実習体験等をする機会があると良いとする意見があった。特別支援学校では長期間に及ぶ職場実習を重ねるところが多く、こうした方式は一考に値すると思われる。その際、施設やホームから実習に通う方法とともに、「居住の場の提供」と関連させ、試験的に一人暮らしの機会を設定し、そこから通勤する方法もあるのではないだろうか（「4 明日佳グループへの提言」と関連）。
- ・福祉という職種は退所者の特性（フラッシュバック、共依存）からあまり進めたくないという意見もあった。やはりマッチングは就労継続のための重要な検討要素であると考えている。

(7) 居住の場を提供することに対する意見

その形態については特に言及せず、企業側が「居住の場の提供」することについて意見を伺った。

①回答の状況

- ・13施設から回答があった。部屋探しをしなくて済むこと、居住にかかる選択肢が増えることから、「居住の場」の提供を評価してくれているものと考ええる。
- ・一方で種々の懸念事項が記述されており、居住の場に関しては課題が多いことが窺われる（詳細については「(9) 居住にかかる課題」を参照）。

②考察

- ・施設やホームが退所者と共に部屋探しをすることは、「保証人の問題」「家賃の額」「サポート（アフターケア）」など、どの側面からみても困難は多い。これらの困難を軽減する観点から、企業側が行う「居住の場」の提供には大きな意義があると判断する。

(8) 退所者が望んでいる居住形態

退所者に希望を聞けば、おそらく多くの人は一人暮らしができる環境を望むだろう。そうした希望があることを踏まえつつ、では施設側はこのことをどのように考えているのか、まず居住の形態について考えを聞いた。

①回答の状況

- ・15施設から回答があった。賃貸アパート、グループホーム（以下、GH）、ルームシェア、社員寮、下宿など、いろいろな形態が挙げられた。
- ・共通するのは、多人数で利用するようなGHや社員寮であっても、基本的に個室が確保され、一人暮らしに近い状態であることである。
- ・賃貸アパートに限らず、一人暮らしをする場合、収入に見合った居住の場を選択することが大切である。経済力に見合った選択について心配する声があった。
- ・さらに、どのような形態であっても周囲の「見守る目」は必要だとする意見が2つあった。

②考察

- ・居住形態は、本人の希望、特性、収入状況、通勤手段等々によっていろいろと変わるものと考ええる。いずれの形態も将来の自立を見据えたものになるが、自立の在りようは個々によって異なることから、どのような形態が望ましいのかは深い検討が必要であろう。
- ・グループホームや社員寮では管理人がおり、退所者本人や施設側との連携に大きな役割を果たすことができる。しかし、一人暮らしのアパートではそれが難しい。一人暮らしを始めた退所者が抱える寂寥感や孤独感、仕事上・対人関係上の悩みや困り事に対処できる人的配置が望ましいが、企業側においてそれが十分にできるかどうかは難しい面がある。
- ・一人暮らしの準備練習の場として位置づけられるステップ・ハウスに関する意見があった。自立援助ホームの中にはアパート（部屋）を借り上げて実施しているところもある。しかし、財政的な問題もあり、実施率は高いとは言えない状況である。
- ・企業側が準備できる居住形態は、アパート借り上げ、グループホーム、社員寮などいろいろと

想定されるが、そこにステップ・ハウスの要素を盛り込むことはできないだろうか。このことは実習体験の場を提供できることに繋がるものとする。

(9) 居住にかかる課題

居住形態を問わず、退所後の暮らしにはどのような課題があるのか。企業側が提供する「居住の場」にはどのような配慮が必要なのかを探るために設問とした。ここでは「(7) 居住の場を提供することに対する意見」で指摘された課題を含めて整理する。

①回答の状況

- ・種々の課題やトラブルが挙げられた。以下、列挙する。
 - 居住前 「保証人の問題」「家賃や諸費用」「家財道具の準備」
 - 居住後 「隣人トラブル」「騒音」「他者との境界」「居住ルール（の遵守）」「迷惑行為」
 - 能力面 「金銭管理・滞納」「経済基盤の安定」「生活力（食事・掃除を含む家事一般）」「生活の基礎知識」「自分で決める力」
 - 精神面 「寂寥感・孤独感」「相談できる人がいない」
- ・上記のような課題に対応するため、「大家の理解」「サポート体制の充実」を願う声もある。
- ・グループホームや社員寮では、退職と同時に住居も失う懸念があるという指摘があった。

②考察

- ・文献等によれば、課題やトラブルは上に記した事柄だけではない。性の問題を含む男女関係の問題、結婚や家族の問題、怠業に伴う引きこもり、連絡不通など、いずれも居住の場で展開される事柄である。アフターケアを施設・ホームに多くを委ねる場合でも、企業側が連携すべき事項は非常に広範囲となる。
- ・上記のことを踏まえれば、単に「居住の場」を提供するのではなく、「就労の場」の提供も考え合わせ、トータルに退所者及び施設側と密接に連携を図っていける人材の配置、体制の構築が（将来的に）重要な課題となる。

(10) 退所後のケアについて（配慮事項、連携すべき内容）

施設・ホームを退所した後、施設側はどのようなアフターケアを考えているのか。その具体的な状況について聴取した。13施設から回答があった。

①回答の状況

指摘された事項を分類して列挙する。

- ・施設側の対応
 - 退所者との定期連絡・訪問、困り事の共有、金銭管理（滞納、借金、後払い）、
 - 仕事継続への支援、相談できる人・機関の拡大、経済的な支援、食糧支援、
 - 地域や住居のルールの確認、施設管理、大家や管理会社との連絡・確認、
 - 企業側との相談体制の構築、情報提供、後見人等との連携、
- ・企業側に求めること
 - 特性等に対する配慮、仕事面での情報共有、対人関係面での思いの共有、
 - 他職員と同様の境遇での対応（過剰な依存を避ける）、学校との連携、
- ・疑問、課題
 - 事業や法人の支援に矛盾を感じることもある ～「本当に子ども達のためになっているか」。
 - 施設・企業の情報共有については退所者本人の同意が必要。

②考察

- ・就労（進学）と一人暮らしの生活の両立は難しいものである。生活とは総合力を必要とし、生きていく力とは能力の総合的な発揮のことを意味するものと改めて思うところである。
- 退所者が目指す自立に添うように、かつ過度にならないような支援内容・方策を考えていくに当たり、自立の在りようがそもそも個別であり、支援内容・方策は当然ながらこれもまた個別であることに気付く。
- ・こうした個別の対応、つまり就労（進学）後の具体的な支援やアフターケアの中味は多岐にわ

たり、かつ困難なことが多い。これまでアフターケアは主に施設側が行って来た経過があり、今後も丁寧な対応を展開していただけるものと確信するが、その一方、施設側においては支援担当者の業務過多、費用等多くの課題を抱えている。就労した退所者を間に置いて、退所者・施設・企業がどう連携していくかは大きな課題である。とりわけ、企業側がどのような人材を当てて退所者と向き合い、施設側と連携していくか、そしてどのように組織として取り組んでいくかが問われている。

(11) 退所者支援について民間企業に望むこと

ここも観点を指定せず、自由な観点から企業側に望む支援について記述してもらった。

①回答の状況

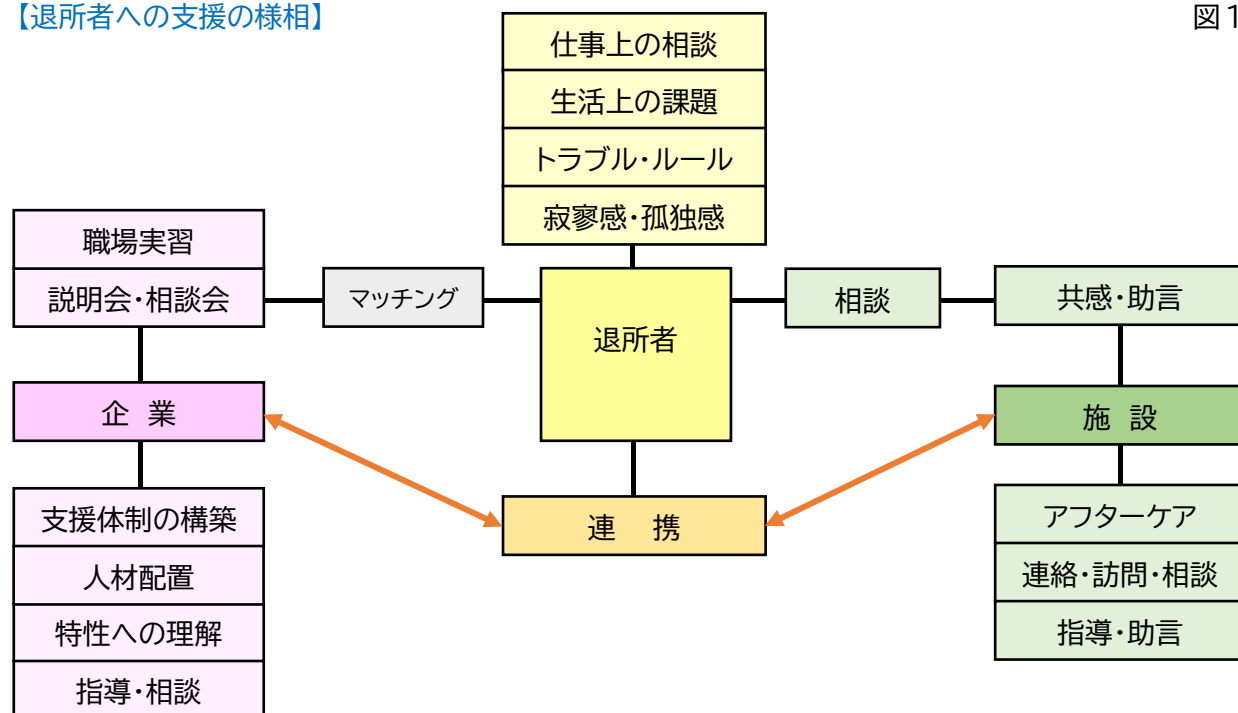
- ・10施設からの回答があり、記述されていることを大別すると「子ども理解、特性への理解」「綿密な連携」の2つに集約される。それはこれまでの回答内容と一致するものである。
- ・そうした中、子ども理解を前提としつつも、「他の一般職員と同様に対応してほしい」という意見や、「実習（インターン制度等）の充実を」という意見もあった。
- ・「軽度の知的障害がある生徒も半数近くいる」という意見、「我が社は社会的養護が必要な方も応援します、という情報提供を」という意見があった。

②考察

- ・記述された意見はどれも「退所後のケア」で指摘された事項でもあり、それらの課題を克服していくために企業側に求められている配慮事項だと理解する。「子ども理解、特性への理解」「綿密な連携」「適切な人員の配置」の3点は企業側が最重要視すべき事柄だと改めて認識したい。
- ・実習制度の充実や積極的な情報提供（アピール）も今後の重要課題である。特別支援学校では進路担当の教員が地元の各企業を訪問し、実習の受け入れや就職・採用に向けて多様な活動を展開している。しかし、同様のことを施設・ホームの職員が実践することは非常に難しいだろうことが推測される。そうした事情を踏まえ、退所者（障害のある人を含む）の受け入れに向けて企業側がどのような策を講じていくかは今後ますます必要になるのだと考える。
- ・以上の意見を踏まえると、退所者を支援する構図は図1のように整理することができる。企業側において重要なことは、退所者への理解をもとにした支援を展開することで、そのために主となる人材（専門員）を充て、施設側と綿密な連携を保っていくことが求められている。

【退所者への支援の様相】

図1



4 明日佳グループへの提言

今回のアンケートにより、退所者の状況や、施設側が考える支援の在り方について各施設から率直な意見を伺い、支援の具体化に向けて貴重な資料とすることができた。

さまざまなご意見を整理していく中で考えたことは、どのような内容であれば退所者にとっての安心・安全に繋がる支援となるか、ということであった。多くの課題を抱えて就労して来る退所者への支援は、アフターケアを行う施設側にのみ依拠する問題ではなく、退所者の雇用促進・就労継続は企業側の問題でもある。以下、提言という形にはまだまとめ切れていない段階ではあるが、今後明日佳グループが検討すべき支援策（課題）について述べておく。

(1) ステップ・ハウスをモデルとして

①ステップ・ハウスとは

ステップ・ハウスとは、自立援助ホームや児童養護施設を退所して就労や進学する際に、実際に試験的に一人暮らしを体験する場である。また、急な失業やトラブル、病気（精神疾患を含む）により職や住居を失った場合に一時的な緊急避難場所としても利用されている。

利用目的、在籍期間、経費等については、それぞれのステップ・ハウスの規約により異なっているが、退所者が就労し自活する前に自立援助ホームが住居の提供を行い、職員による連絡・訪問を通して無理のないスモールステップでの自立を促進し、自立につなげることに主眼がある。

ステップ・ハウスの重要性については以前より指摘があり（「2020年度全国自立援助ホーム実態調査報告書」、2021年、全国自立援助ホーム協議会¹⁾）、退所者に対するアフターケアの充実（予算確保、措置費の増額、スタッフ配置基準、等）、とりわけステップ・ハウスなどフォロー施設の制度化については施設側が国や地方自治体に要請しているという経過がある。

「自立援助ホーム運営指針」（平成27年4月、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の

「6

自立援助ホームの将来像」²⁾には次のように記されている。

(2) 機能の多様化

⑦退居者支援機能

- ・現在、自立援助ホームが近隣に借り入れたアパートを利用することにより、退居者は自活訓練ができ、段階的に地域生活へ移行できる支援の実践例もある。こういった退居者のために準備されたアパートなどは、ステップハウスと呼ばれているが、退居後、経済的困窮に陥り生活基盤を失ったことから緊急の生活支援が必要となる場合もあることから、今後ますます必要となってくると考えられる。自立援助ホームが自前で備えることは容易なことではないが、検討していかなければいけない課題の一つである。

②居住の形態

自立援助ホームがホームの近くにアパートを借り上げ（あるいは、施設敷地内に家屋を建築し）、ステップ・ハウスとして運営しているケースが多いようである。しかし、児童養護施設や自立援助ホームが独自にアパートを借り上げるためには財政的な裏付けが必要であり、どのホームでもすぐに実現できる状況ではない。

明日佳グループが独自にアパート的な家屋（4～6個室程度、各室に台所、浴室、トイレ、家具を完備）を持ち、これを居住の場として提供することで、退所者の多くが望む一人暮らしを実現できる機会ともなるとともに、さらに後述する就労前のいろいろな取り組みが可能になるものとする。

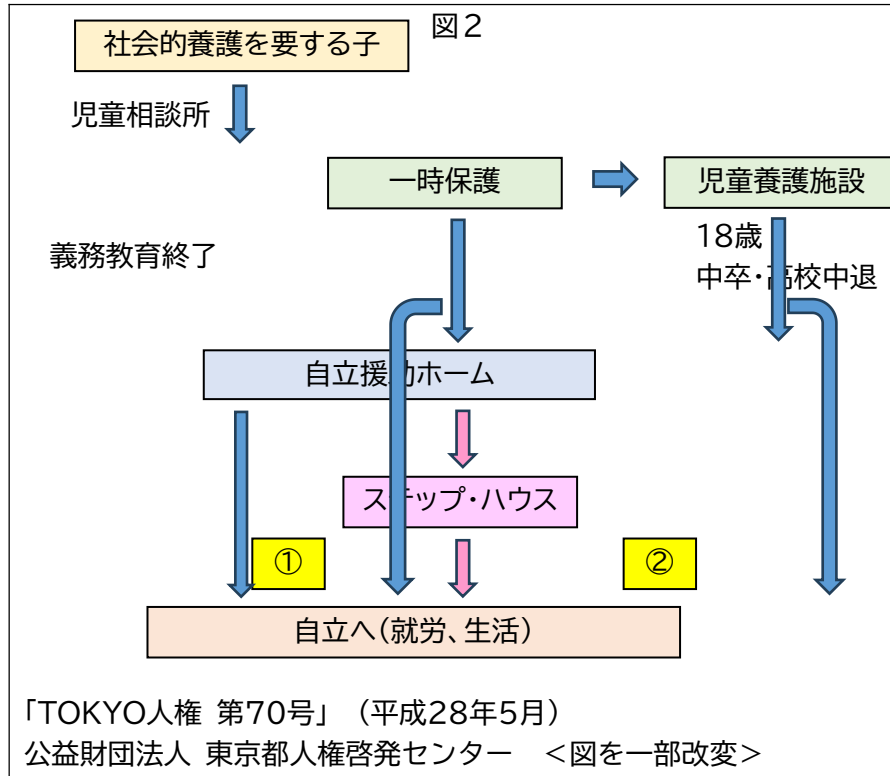
<捕捉>

「2020年度全国自立援助ホーム実態調査報告書」にある「C：入居者に対する支援」に記載されていたステップ・ハウスに関するデータを新たにグラフ化（転載）したものが「資料4」である。「運営の有無」「所有の状況」「所在地」「居住の形態」「ホームとの距離」それぞれのグラフから、現況を読み取ることができる。また自由記述意見で重要と思われるものを抜粋して掲載した。いずれも今回のアンケート結果に通じるものが多く、今後の支援策の具体化の重要な資料になるものである。

また、参考資料として「退去者支援について」のデータも併せてグラフ化しておいた（資料4）。自立援助ホームが行うアフターケアの大変さを実感できるものであり、種々の課題は今回の調査アンケートで施設側が企業に求める連携の内容と通じるものがある。

③モデルとする意義

図2は、「TOKYO人権 第70号（平成28年5月）」^{3）}に掲載されていたものの一部を改変し、かつ原図になかった「ステップ・ハウス」（赤）を挿入したものである。ステップ・ハウスは本



来自立援助ホームに位置付くものであるが、これを企業の側に引き寄せようとするものである。この場合、社員寮やグループホームもその居住形態として考えられるが、そうではなく、可能な限り一人暮らしに近い形態での提供を指向したいと考える。

今回のアンケートで明日佳グループが支援策として「就労の場」と「居住の場」を提供すると謳ったのは主としてルート①と②においてであった。今後はステップ・ハウスを居住拠点として企業側に位置づけ、多くの機能を持たせて活用していこうとするものである。

このステップ・ハウス（以下、仮称「明日佳ハウス」）は法的な制限・規制の枠をはずれ、明

日佳側の方針、規約、ルール等のもとで支援を展開することが可能である。

「居住の場」の提供は、部屋探しや保証人の問題を解消し、居住費（生活費）の節約にも繋がることである。

なお、このことは社員寮やグループホーム、賃貸アパートへの希望を拒むものではない。退所者の希望に添う居住形態が優先される。計画に当たっては、外国人技能実習生を受け入れている共同住居（社宅）の活用も視野に入れていく必要がある。

④課題

- ・退職の際、明日佳ハウスを退去しなければならない状況となる。次の就労先や居住先が決まらない状況は退所者にとって大きな困り事になる。施設側に空きがあれば良いが、そうでない場合、退去期日を延期するような措置が必要となる。最低1ヶ月程度の退去期日延長の措置が必要となると考えられるので、明日佳ハウスの利用規約にそうしたことも盛り込む必要があると考える（社員寮やグループホームではそうした措置を講ずることは難しい）。

(2) 就労の場の提供について

①明日佳グループの組織として

- ・現況では「医療・介護・福祉」が就労の場となる。いずれも希望が優先されることとなるが、各職場での受入人数や組織としての支援体制の構築が必要である。

②採用条件の検討

- ・意欲がある者を採用することとなる。しかし、意欲だけで採用することには難がある。企業理念を実現するための労働はもとより、主体的に活動し、同時に自律的な生活を営むことが求められる。どのような人材を採用するか、その条件としてどのような事項を重視するかは重要な課題となる。

- ・そのための対策として、後述するように、明日佳ハウスから通勤して実習を行うことや、一定の試用期間を定め、給与（時給）や手当（交通費等）の支給を受けて試験的に就労すること等も想定される（いわゆるステップ就職）。

(3) 就労前の取り組み

退所者の希望に沿う職場かどうかを考えてもらうため、さらに職務内容、職場での対人関係等を実際に体験してもらうため、以下のような方法を検討していきたい。

①職場見学会・相談会の実施

- ・社会的養護施設等の退所予定者を中心とし、内容を特化した職場見学会、就職相談会を企画することが有効であると考ええる。
- ・種々の心配事項や相談に対応するため、またそれらの解消解決のための相談会の実施も有効である。

②職場実習の実施

- ・実習期間、明日佳ハウスに居住し、実際に一人暮らしをしながら勤務するという体験の場を計画する。
- ・利点としては、実習期間中の評価について施設側と情報共有することで次年度以降の採用に向けて課題を把握することができ、その克服に向けた対策を講じることができる。
- ・実習は学校（高校、大学）のカリキュラムに左右され、期間も1週間程度から1ヶ月と幅が出ること、また実施時期は長期休業中（夏休み、冬休み）に限定されることが予想される。企業側の都合もあることから、施設側と企業側・学校側の連携が必要となる。

(4) 就労継続のための支援策

全国の児童養護施設退所者を対象にトラッキング調査をした認定NPO法人ブリッジフォースマイルの報告（2021年）⁴⁾によれば、高校卒業後に正社員雇用された退所者（2021年度入社）の12.5%が3ヶ月で離職しており、2018年入社の3年離職率は58.5%にもなる。

これには種々の理由が考えられるが、その対処策として前述の「就労前の取り組み」とともに以下のような諸策も検討しることが肝要である。

①食事の提供

- ・調整を要することであるが、勤務する職場によっては夕食（給食）を摂って帰宅することも可能になることが考えられる。食事面での利便性が高まれば、明日佳グループへの就労を促す際の大きな特色になるものと思われる（当然ながらこのことは退所者が自炊をして生活することを妨げるものではない）。

②担当専門員の配置

- ・相談やトラブルのための対応者（以下、仮称「ハウス専門員」）の配置は不可欠である。相談やトラブルはいつ発生するか分からないので常勤（不規則な残業も想定される）が望ましいが、常勤・非常勤の形態をはじめ、その人数、施設管理人を兼ねるかどうか等が課題となる。
- ・ハウス専門員は、退所者との定期面談、施設側との情報共有、関係機関（学校、行政機関、等）との連携を行う。また、今後は北海道社会的養護自立支援拠点事業との連携も必要になるものと考ええる。
- ・なお、ハウス専門員は専門知識、実務経験を有する者が望ましい。また、広範な職務に対し迅速に行動できる者が望ましい。

③事前研修・社員研修の実施

- ・社会人として必要な基礎的な事項を就労以前、就労後に実施する。
- ・就職内定者に就労前に行う場合は、1～3月までの間で行う事前研修とし、就労後は勤務状況を見計らいつつ就業時間内で行う社員研修とする。いずれもハウス専門員が企画し、講師を含めて施設側、行政と連携して計画する。
- ・内容は、「健康保険、年金、法的なこと全般」「日常生活の心得、金銭管理」「就労継続のための諸事項」「ソーシャル・スキル」等が考えられる。

- ・「一人暮らしハンドブック」を作成し、事前学習、社員教育、そして日常生活で活用できるようにする。

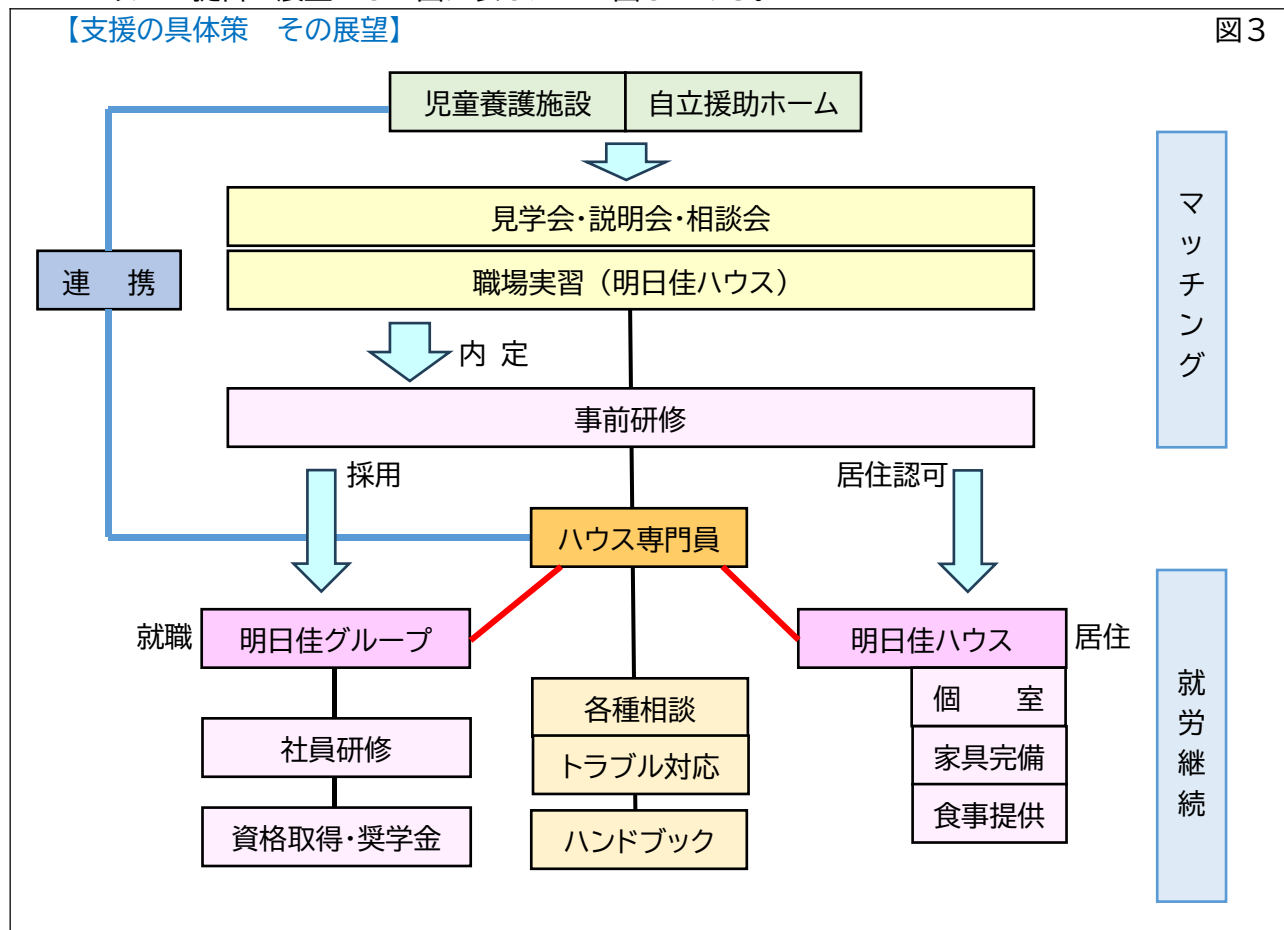
④資格取得の支援（奨学金制度の活用）

- ・資質向上のための資格取得を積極的に進めていくこととする。現行の奨学金制度をベースとしつつ、支援条件、途中退学の際の返済の問題、給付型奨学金、等について検討する。

以上の提言を展望として図に表したのが図3である。

【支援の具体策 その展望】

図3



【引用文献】

- 1 全国自立援助ホーム協議会：2020年度全国自立援助ホーム実態調査報告書、2021年
- 2 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知：自立援助ホーム運営指針、平成27年4月
- 3 公益財団法人東京都人権啓発センター：TOKYO人権 第70号、平成28年
- 4 認定NPO法人ブリッジフォースマイル：全国児童養護施設退所者トラッキング調査 2021、2021年10月

【参考文献】

- 1 こども家庭庁支援局長：「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」について、令和6年3月
- 2 こども家庭庁：改正児童福祉法の施行について、令和4年
- 3 厚生省児童家庭局長通知：児童自立生活援助事業の実施について、令和6年
- 4 Eduwell Journal：自立援助ホームの開設や運営に必要なこととは？ 一家庭や施設で暮らせない若者の自立を支える「最後の砦」、<https://eduwell.jp/article/necessary-opening-operation-self-reliance-support-home/>
- 5 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会：児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業のご案内、令和4年3月（同事業運営要領、実施要綱）
- 6 日本財団：夢の奨学金、<https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/Dreamscholarship>
- 7 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国児童養護施設協議会：就学・就労に係る奨学金等各種支援制度等一覧（令和4年度調査）、令和5年
- 8 水野洋：就学・就労支援～ステップハウス事業について、認定NPO法人 青少年の自立を考える会 シオン、2022年1月、<https://npo-zion.jp/sh.pdf>
- 9 自立援助ホーム慈泉寮・かりん：名古屋市社会的養育 ステップハウス事業、<https://syoutokukai.or.jp/jisen/support-detail/step-house/>
- 10 若者おうえん基金：自立援助ホーム カーペディーエム②「ステップハウス事業について」、2021年11月、<https://readyfor.jp/projects/wakamono2021/announcements/189941>
- 11 公益財団法人 京都YWCA：自立援助ホーム「カルーナ」、<https://kyoto.ywca.or.jp/calluna/%e3%82%ab%e3%83%ab%e3%83%bc%e3%83%8a/>
- 12 檜原真也：児童養護施設で暮らすということ～子どもたちと紡ぐ物語～、日本評論社、2021年
- 13 一般社団法人 日本児童養護実践学会：Q & A 社会的養育の実践、ぎょうせい、令和5年
- 14 三菱UFJリサーチ&コンサルティング：児童養護施設において子ども間で発生する性的な問題等に対する調査研究報告書、2021年
- 15 榊原文・藤原映久：児童養護施設入所児童の性問題行動について～児童養護施設職員へのフォーカス・グループ・インタビューを通じて～、子どもの虐待とネグレクト第12巻第3号、2010年
- 16 全国児童養護施設協議会：もっともっと知ってほしい 児童養護施設（パンフレット）、2021年
- 17 公益財団法人 東京都人権啓発センター：児童養護施設を出た子どもたちへの支援 社会的養護の現状と課題解決に向けて、TOKYO 人権 第70号、平成28年
- 18 深澤洸成、他：児童養護施設退所者のアフターケア～出所後の自立を目指して～、日本大学宮里研究会、政策フォーラム発表論文、2014年
- 19 全国児童自立支援施設協議会：児童自立とWITHの心～児童自立支援施設の実践～、2024年
- 20 坪井裕子・三後美紀：児童福祉施設における子どもの対応に関する若手職員へのインタビューの分析、人間と環境2、人間環境大学、2011年
- 21 日本財団ジャーナル：社会的養護「18歳」のハードル 1～5、2020年
- 22 認定NPO法人ブリッジフォースマイル：全国児童養護施設退所者トラッキング調査 2023、2023年10月